

令和4年度留置施設視察委員会の意見と措置状況

1 活動状況

会議の開催	令和5年2月中に3回開催
視察状況	期間 令和5年2月中の3日間 対象 県下の5警察署（鳥取、浜村、倉吉、米子、境港警察署）の留置施設（3警察署において被留置者10人と面接）

2 令和4年度留置施設視察委員会の意見の措置状況

意見の概要	措置状況
1 外国人被留置者への対応について 日本語が十分に話せない外国人被留置者に関して、翻訳機を速やかに導入されたい。	拘禁目的達成のため、原則留置場内への通信機器の持込制限があり、翻訳機の多くは通信機能を有しているため、通謀防止に配慮の上、導入に向けて検討しているところです。
2 自弁購入した菓子の提供について ○ 自弁購入した菓子を、食事以外の時間帯に提供可能とすることを検討されたい。 ○ 自弁購入（菓子）の種類と購入機会、購入量が少ないので、改善を図られたい。（1施設）	購入機会、購入量の増加は、管理が増大し運営上の支障となることから、従来どおりの運用とします。
3 特性に応じた配慮について 高齢の被留置者の中には、自弁購入の手続が分からない人があるなど、被留置者の特性に応じた配慮をしていただきたい。	自弁購入の際には、看守員が全ての被留置者に対して個々に確認しており、被留置者からの求めがあれば都度説明しておりますが、丁寧な説明に努めてまいります。
4 衛生面の保持について 入浴の機会に週2回とされている下着交換の機会を増やすよう検討いただきたい。	貸与している下着については、週2回の入浴日に合わせて交換をしているところですが、汚損が生じた場合には個別に対応するなどしております。今後も衛生面の向上に努めてまいります。
5 感染症感染時の処遇について 新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した際に、10日間くらい入浴、洗面等ができなかったようなので、最低限、歯磨きや洗面はできるようにしていただきたい。	クラスターが発生した際には、陽性者と陰性を分け、陽性者については、傷病者としての措置及びさらなる感染防止のため一定期間入浴等を差し控えておりました。今後は、感染防止に留意しつつ、衛生面にも配慮した処遇に努めてまいります。
6 クラスター発生時の対応について 被留置者や看守員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合のシミュレーションが不十分だと感じられたので、適正な処遇ができる態勢が取れるようにしていただきたい。	法令に基づき、留置施設内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置が適切に行われるよう努めてまいります。
7 医師への意見聴取について 保護室収容時の医師への意見聴取が電話のみなので、特に長期間収容せざるを得ない場合は、現状を直接見ていただいた上で、意見を求めるようにしていただきたい。	保護室については、事前に、委嘱する医師に施設を見ていただいた上で、法令に基づき、保護室収容の都度電話にて意見を聴くこととしています。
8 運動場の鏡の改善について 運動場の鏡が小さく、かつ、映りが不明瞭なので、改善を図られたい。（1施設）	意見を踏まえ、当該施設の鏡の取替え手続を進めています。

備考：この度、留置施設視察委員会から意見書の提出をいただき、既に対応していることも含めて措置状況として掲載したもの